

日本ドゥルパド協会 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

本協会の名称を日本ドゥルパド協会とし、英語表記名を Dhruvad Society of Japan とする。

第2条 (事務局所在地)

本協会は事務局を以下に置く。

〒663-8006

兵庫県西宮市段上町 6 丁目 11-8

第3条 (会の目的)

本協会は、インドと日本の精神文化の、音楽における架け橋として、北インド古典音楽様式のドゥルパドを日本に紹介し広めることで、日印の精神文化を深め、広く社会に貢献することを目的とする。

第4条(事業内容)本協会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術、またはスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 消費者の保護を図る活動
- (9) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

本協会は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 国内外の音楽家を招待してのドゥルパド振興事業
- 2 国内外のインド音楽活動支援事業
- 3 国内外の日印音楽教育支援事業
- 4 国内外の関連団体との交流・提携を進めること
- 5 国内外の日印音楽交流の場を開設し、その運営にあたること
- 6 日印音楽の研究及び実践を通じた保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 7 その他本協会の目的を達成する適当と認められる事業

第2章 会員

第5条 本協会の会員は個人会員、学生個人会員、団体・法人会員とする。

- (1)個人会員 本協会の目的に賛同賛助するために入会した個人
- (2)学生個人会員 本協会の目的に賛同賛助するために入会した学生個人
- (3)団体会員 本協会の目的に賛同賛助するために入会した団体及び法人

第6条 本協会の会員は、本協会の目的を理解し、これに賛同賛助する者で理事会の承認を受けたものとする。

- 1 全ての会員は本協会の事業に参加し、本協会の運営に参加することができる。
- 2 理事会は、前項の者の入会を認めないときには、理由を附した書面をもちその旨を通知する。

第7条(入会及び会費) 会費は理事会において別に定める。

第8条(退会) 会員は、退会届を理事に提出し任意に退会することができる。

第9条(会員の資格の喪失) 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納し、理事会において支払い意思がないと認定したとき。
- (4) 本協会の名誉・信用を著しく損ねた場合または目的に反する行為をしたとき

第10条(抛出金品の不返還) 既納の会費は、返還しない。

第3章 役員

第11条 本協会には次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上 5名以内
- (2) 監事

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 理事のうち、2名以内を代表理事とする。

第12条(選任等) 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

3 監事は個人会員の中から選出する。理事は個人会員、法人団体会員の中から選出する。

4 監事は理事を兼任することはできない。

第 13 条(職務) 代表理事は、本協会を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、本協会の業務について、本協会を代表しない。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本協会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本協会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第 14 条 (解任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第 4 章 総会

第 15 条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。

ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 解散

(3) 事業の変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員を選任又は解任

(6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、全ての会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

4 総会は、インターネット上の Text chat, Video chat 及び Voice chat でも開くことができる。

第 16 条(議事録)

総会の議事については、議事録を作成する。

第 17 条(役員会)

役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

第 18 条(事業報告書及び決算)

代表理事は、毎事業年度終了後 2 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

第 19 条(事業年度)

本協会の事業年度は、5 月 1 日に始まり、翌年 4 月 30 日までとする。

第 20 条(事務局)

本会の事務を処理するため、事務局を置く。

第 21 条(委任)

この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 22 条(変更)

この会則は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、平成 29 年 9 月 12 日から施行する。

2 設立当初の事業年度は、第 19 条の定めに関わらず平成 29 年 9 月 12 日から平成 30 年 4 月 30 日までとする。

所在地: 〒663-8006 兵庫県西宮市段上町 6 丁目 11-8

任意団体名: 日本ダブルパド協会

氏名: 代表理事 桂真理子 印